三重県主要農作物種子事業における指定種子団体指定要綱

令和２年８月３日農林水第１７－２４４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、三重県主要農作物種子条例（令和２年６月３０日公布 三重県条例４３号、以下「条例」という。）第７条における指定種子団体の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的及び業務）

第２条　指定種子団体は、三重県の主要農作物の優良な種子の安定供給を図り、もって、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とし、業務を一元的に行うため、県内において一つの団体を指定する。

（申請）

第３条　指定種子団体の指定を受けようとする団体は、様式第１号による申請書に次に掲げる書類を添えて申請を行うものとする。

　（１）当該団体の定款又は規約

　（２）役員名簿

　（３）全体事業計画書、財政状況がわかる書類

　（４）過去の種子事業の実績がわかる書類

　（５）申請する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

　（６）種子の生産、供給、備蓄の体制図

　（７）種子にかかる残量処理、事故処理及び災害補償の実施の確保にかかる

書類

　（８）種子の生産量に不足が生じた場合に実施する措置がわかる書類

　（９）その他知事が必要と認める書類

２　指定を受けた指定種子団体は、名称、定款又は規約、役員等に変更があった場合は様式第２号により知事に変更の届け出を行うものとする。

（審査）

第４条　知事は前条第1項の規定に基づき申請があった場合は、別に定めるところにより、審査会を設置して、審査を行うものとする。

（指定）

第５条　審査会における審査の結果、適当と認められる団体を、知事が、様式第３号により指定するものとする。

（指導又は助言）

第６条　知事は、指導種子団体の業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該指定種子団体に対し、その業務の改善に必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

（改善命令）

第７条　知事は、指定種子団体が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対し、業務改善命令を発出することができるものとする。

（取消）

第８条　指定種子団体が、前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとする。指定を取り消した場合には、次の指定種子団体が指定されるまで、県が業務を行うものとする。

（その他必要と認める事項）

第９条　知事は、その他必要な事項を定めることができるものとする、

（附則）

　１　この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

　２　この要綱については、主要農作物の種子を取り巻く情勢及び及び指定種子団体における業務の実施状況を踏まえ、５年ごとに点検し、必要な場合には見直すものとする。

様式第１号

指定種子団体指定申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

申請者　住所

 法人名（団体名）及び代表者氏名 印

指定種子団体の指定を受けたいので、三重県主要農作物種子事業における指定種子団体指定要綱第３条第１項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

　（１）当該団体の定款又は規約これに準ずるもの

　（２）役員名簿

　（３）全体事業計画書、財政状況がわかる書類

　（４）過去の種子事業の実績がわかる書類

　（５）申請する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

　（６）種子の生産、供給、備蓄の体制図

　（７）種子にかかる残量処理、事故処理及び災害補償の確保にかかる書類

　（８）種子の生産量に不足が生じた場合に実施する措置がわかる書類

　（９）その他知事が必要と認める書類

様式第２号

指定種子団体変更届出書

年　　月　　日

三重県知事　あて

申請者　住所

 法人名（団体名）及び代表者氏名 印

下記のとおり指定にかかる事項を変更するので、三重県主要農作物種子事業における指定種子団体指定要綱第３条第２項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 変更にかかる事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の理由 |  |

添付書類

　変更の内容が確認できる書類

様式第３号

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　○○　○○様

三重県知事　鈴木　英敬

三重県主要農作物種子事業における指定種子団体指定書

　三重県主要農作物種子条例第７条に基づき、貴団体を指定種子団体に指定したので、通知します。

事務担当

○○○○

□□

TEL

FAX